アクセスマップ

- 高松西ICから車で約17分
- 府中湖スマートICから車で約6分
- ことでん滝宮駅から徒歩で約5分
- 高松空港から車で約20分

境外に一同揃い、行列して境内に入場します。これを入庭（いりは）といい、赤い線は滝宮神社への入庭で通常午前に行われます。青い線は滝宮天満宮への入庭で午後行われます。

お問い合わせ

綾川町 教育委員会 生涯学習課

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
TEL.087-876-1180　FAX.087-876-3701
https://www.town.ayagawa.lg.jp/

綾川町
ホームページ

2023.03

ユネスコ無形文化遺産

滝宮の念仏踊

重要無形民俗文化財

滝宮神社

滝宮天満宮

讃岐 綾川

綾川町

滝宮念仏踊

TAKINOMIYA NENBUTSUODORI

由 来

「滝宮の念仏踊」は、その起源を滝宮天満宮の祭神、菅原道真公に由来しています。

888年、讃岐ではその年の3月頃からまったく雨がなく、5月に入っても雨が降らず、大干ばつで人々は苦しんでいました。その時の讃岐国司（現在の知事にあたる）であった、菅原道真公は、5月6日身命を捧げて城山神社に雨を祈り続けて7日目、ついに雨が降り、その雨は3日3晩にわたって降り続きました。

枯れかかった作物は生き返り、人々はとても喜んで滝宮牛頭天王社（現在の滝宮神社）に集まり、神と菅原道真公に感謝して踊ったといいます。

その後、903年2月25日、菅原道真公が太宰府（福岡県）で亡くなったことを知った讃岐の人々は7月滝宮牛頭天王社で鉦や太鼓を打ち鳴らして菅原道真公の霊を弔い、冥福を祈りました。

それ以来、毎年旧暦7月25日、昭和39年からは新暦8月25日に、菅原道真公に感謝をこめるとともに、五穀豊穣を祈って、また干ばつの時には臨時に雨乞いを祈願して滝宮神社と滝宮天満宮へ奉納するようになり滝宮踊りとして踊るようになったと伝えられています。

後に、法然上人が讃岐に来たとき、踊りにふり付けをして念仏を唱えながら踊るように教え、それから念仏踊りといわれるようになったといわれています。

菅公城山神社に雨を祈る図

文化財の指定

- 昭和37年4月14日香川県の無形文化財に指定
- 昭和46年11月11日文化庁より「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択
- 昭和52年5月17日国の重要無形民俗文化財に指定

踊の概要

菩薩を象徴する子踊りを中心に行列入場することを入庭といいます。

神前に輪をつくり、神職の修祓の儀、薙刀の悪魔払いの後、陣羽織を着た下知が願成就の発声に合わせ、太鼓・笛・鉦・ほら貝のはやしに合わせて、太陽と月を描いたうちわをひらめかせ、周りに並ぶ警固の「ナムアミドーヤ」と節をつけて唱える歌詞にあわせて踊ります。下知とともに、花笠をかぶった6歳～12歳の太鼓打ちは太鼓を打ち、花笠をかぶった2人の中鉦は鉦を鳴らしながら踊ります。

ひと踊り終れば、一同拝礼して次の組と交替します。

全部の組が踊り終れば、貝・笛・鉦をうちならし、全員で社殿を3回めぐり拝礼して終わります。これを「宮めぐり」とも「揚庭」ともいいます。

踊組の編成

滝宮念仏踊保存会について

昭和27年に香川県から「助成の措置を講ずべき無形文化財として選定」されました。この時に綾南連合の念仏踊りが現在の「滝宮念仏踊」として成立し、昭和28年に旧11か村踊組合同の「滝宮念仏踊保存会」が設立され、文化財として「滝宮念仏踊」を守り存続していく組織ができました。その後、昭和52年に「滝宮の念仏踊」として国の重要無形民俗文化財に指定されました。

TAKINOMIYA NENBUTSUODORI

役について

奴（やっこ）

入庭の先導をつとめます。毛やりやはさみ箱を持っています。現在は西分八幡神社の奴組が昭和45年から毎年つとめています。

大太刀（おおたち）（具足（ぐそく））

よろいを着た武者のことで、太刀をもち、いすに腰掛けています。

大傘（おおがさ）

大太刀の上にさしかける傘を持っています。

子踊（こおどり）

菩薩の象徴といわれ、神事の中心は子踊と考えられています。かつては、入庭の際に肩車をして入場していました。子ども言葉で肩車を「ナッポン」と言うのはこれに由来しています。

棒（ぼう）（より棒（ぼう））

昔は入庭（入場）の時に、長い棒を持ったより棒が帽子をかぶったまま見物することは無礼なこととして見物人の帽子などを跳ね飛ばしたそうです。

幟（のぼり）

「南無阿弥陀佛」と村の名前を書いた幟を持っています。これとは別に羽床上組、山田上組が出す大幟（おおのぼり）があり、この2組が出場する年に限って正面に立てます。

篠笛・鼓・貝吹（しのぶえ・つづみ・かいふき）

ほら貝の合図で踊りがはじまります。下知は貝のはやしにあわせて踊ります。鼓・笛は各々の楽器を持って貝を助けます。

下知（げんじ（げじ））

花笠をかぶり錦の袴と陣羽織を着て輪の中で太陽と月が表裏に描かれた大うちわをひらめかせて踊ります。

太鼓打（たいこぶち）

6～12歳くらいの子どもが輪の中心で花笠をかぶって太鼓を打ちます。

中鉦（なかがね）

水色や白のはおりを着て、輪の中で鉦（かね）をならして踊ります。

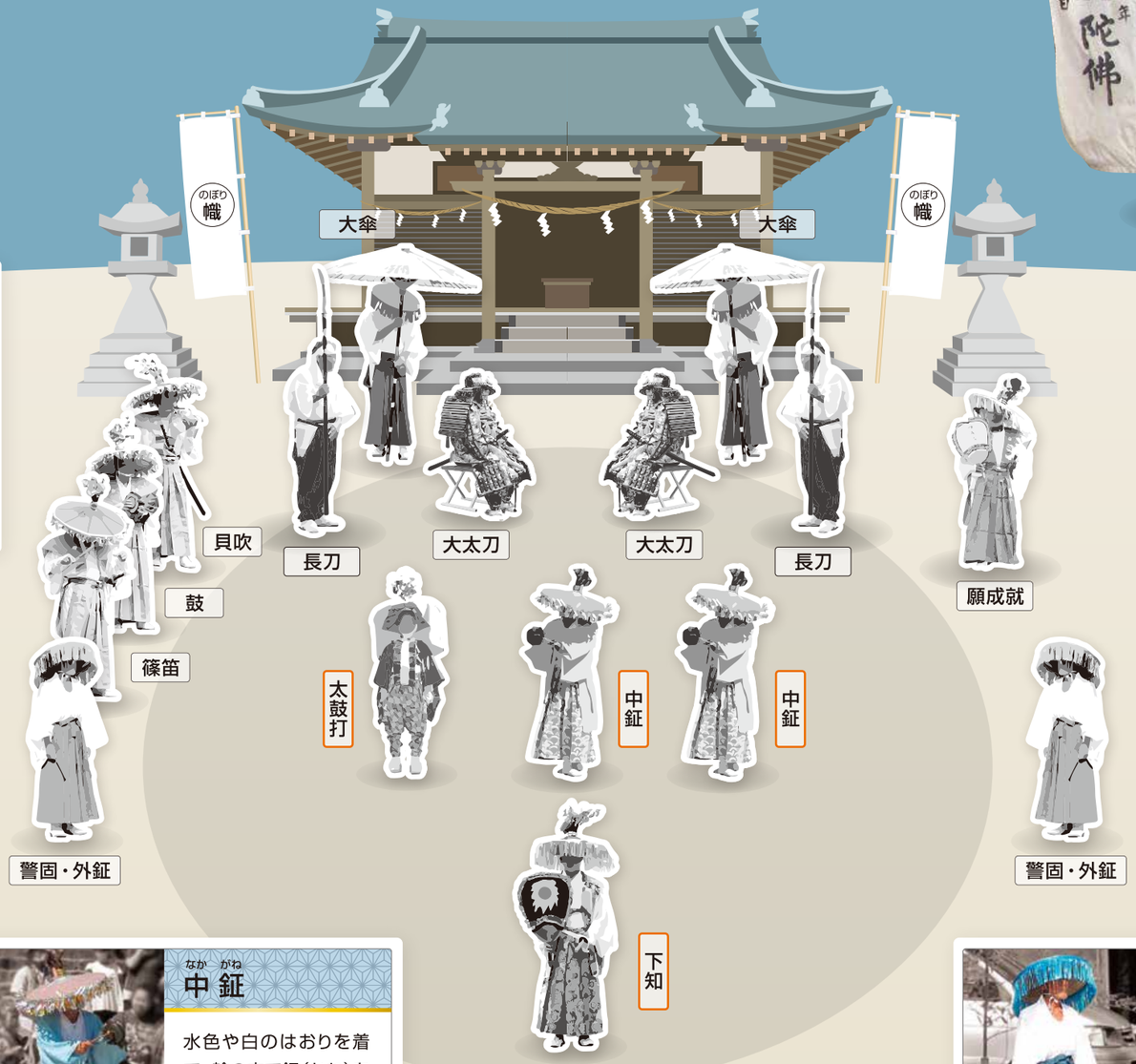

は輪の中で踊る人

長刀（なぎなた）（薙刀（なぎなた））

踊りの前に、しめなわで円形にはった踊り場を悪魔ばらいとして長刀を振って清めます。

願成就（かんじょうなり）（音頭出し（おんどだ））

踊り全体の音頭をとります。かみしもを着て、「願成就」「南無阿弥陀佛」と書かれた大うちわを持っています。

警固・外鉦（けいご・そとがね）

現在はほぼ同じ役になっていますが、本来は青色のシデの笠にうちわと杖を持った警固と、赤色のシデの笠に鉦を持つ外鉦が共に円形に踊り場を囲み、「ナムアミドーヤ」の念仏をとなえます。

TAKINOMIYA NENBUTSUODORI

滝宮神社

菅原道真（すがわらの みち ざね）

学問の神、天神様として滝宮天満宮をはじめ全国の天満宮にまつられている菅原道真は、平安時代の仁和（にんな）2年（886年）から寛平（かんぴょう）2年（890年）の4年間、讃岐国司（さぬき こくし）として在任しました。

滝宮天満宮

綾川の宝から世界の宝へ

現在の滝宮の念仏踊

現在の滝宮の念仏踊は、踊組の組織を4組に分けて、綾南地区と綾上地区が交互に毎年8月25日に奉納しています。また5年目には11組全部による総踊りとなります。

令和4年にユネスコ無形文化遺産に登録されたことを機会に、令和5年より踊りの奉納が8月下旬の日曜日になります。

毎年の奉納を「常例踊り」といい、菅原道真への感謝と五穀豊穣を祈って、滝宮神社と滝宮天満宮へ奉納しています。数年に一度、干ばつの時に雨乞いを祈願して臨時に奉納されるものは「雨乞い踊り」といいます。

奉納順

1年目	千疋・萱原・北村
2年目	西分・牛川・羽床上
3年目	羽床下・小野・北村
4年目	山田上・山田下・東分
5年目	総踊り

雨乞い踊り

雨乞いのための踊りは、前夜から各組の総代が滝宮神社へお籠りをし、翌日の早朝から滝宮神社社前で33庭を踊ります。神社に張られる注連縄（しめなわ）のシデの色が白色から水色に付け替えられ、踊り組の人たちがかぶるタカラバチのシデもすべて水色になります。

下知の持つ大団扇（おお うちわ）の表裏には「水」と「雨」の文字が書かれます。

戦後、農業機械のめざましい進歩や香川用水の通水、天気予報の精度の向上などにより雨乞い踊りは、近年では昭和48年と昭和57年、平成6年の3回のみ行っています。

言い伝えでは、今まで88回踊って、雨が降らなかったのは3回だけといわれています。

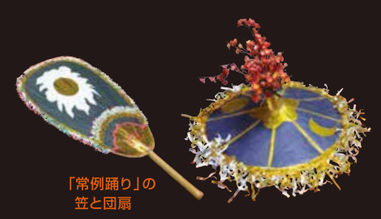

「常例踊り」の笠と団扇

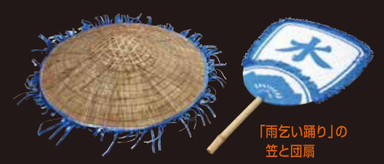

「雨乞い踊り」の笠と団扇

ユネスコ無形文化遺産に登録

「滝宮の念仏踊」を含む全国の国指定重要無形民俗文化財41件で構成される『風流踊』（ふりゅうおどり）は、ユネスコ無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会（モロッコで開催）において令和4年11月30日にユネスコ無形文化遺産への登録（代表一覧表への記載）が決議されました。

香川県内では、「滝宮の念仏踊」のほかに、まんのう町の「綾子踊」が『風流踊』として登録されました。

ユネスコ無形文化遺産とは

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の事業の一つで、無形文化遺産の保護を目的として2003年にユネスコ総会において採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」（無形文化遺産保護条約）の締約国から提出された提案書について、評価機関による事前審査が行われ、年1回の政府間委員会により登録が決定されます。

締約国は180国（2023年1月現在）。この条約では、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術の無形文化遺産について、締約国が自国内で目録を作成し、保護措置をとることとなっています。

また、国際的な保護として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」等の作成、国際的な援助等が定められています。

日本での無形文化遺産登録は22件（2023年1月現在）で、歌舞伎や和食、秋田県のナマハゲに代表される来訪神などがあります。

風流踊

華やかな、人目を惹くという「風流」の精神を体現し、衣装や持ちものに趣向をこらして、歌や、笛・太鼓・鉦（かね）などの囃子に合わせて踊る民俗芸能です。除災や死者供養、豊作祈願、雨乞いなど、安寧な暮らしを願う人々の祈りが込められています。